

議案第10号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年新座市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（病気休暇）</p> <p>第13条　[略]</p> <p>2 任命権者は、職員が次の各号により療養を要する場合に、それぞれの場合について定める期間の範囲内においてその療養に必要な期間、病気休暇を与えることができる。</p> <p>(1) 公務上の負傷<u>若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病の場合</u>その療養に必要な期間</p> <p>(2)～(4)　[略]</p>	<p>（病気休暇）</p> <p>第13条　[略]</p> <p>2 任命権者は、職員が次の各号により療養を要する場合に、それぞれの場合について定める期間の範囲内においてその療養に必要な期間、病気休暇を与えることができる。</p> <p>(1) 公務上の負傷<u>又は疾病の場合</u> その療養に必要な期間</p> <p>(2)～(4)　[略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月20日提出

新座市長 並木 傑

提 案 理 由

職員の病気休暇の取得要件について所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。